

1 規則等の題名

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条

3 公募した規則等の概要

令和7年12月15日から、警察行政手続オンライン化システムが運用開始されることに伴い、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる公安委員会等（高知県公安委員会、高知県警察本部長又は警察署長をいう。）に係る手続等に関して必要な改正をするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和7年12月12日（金曜日）

6 結果公示の日

令和7年12月12日（金曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が30日未満の場合、その理由）

令和7年10月24日（金曜日）から令和7年11月22日（土曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 意見公募実施時点の案からの修正箇所

意見公募実施時点から、次の内容を変更しました。

- 改正後の規則第1条
「(以下「本部長」という。)」の規定を削除することを取りやめ、変更しないこととしました。
- 改正後の規則第4条第3項及び第4項、第5条、第6条第1項第1号及び第2号、第7条第3項、第8条第2号、第9条、第10条第1号及び第2号並びに第11条
意見公募時点では「公安委員会が」としていた箇所について、「公安委員会又は本部長が」に修正しました。
- 改正後の規則第6条第1項第2号及び第10条第2号
意見公募時点では「必要があると」としていた箇所について、「必要があるものがあると」に修正しました。
- 施行日
意見公募時点では「令和7年12月1日」としていましたが、「令和7年12月15日」に修正しました。

11 結果資料等の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部警務部情報管理課
- 高知県ホームページ
- 高知県庁県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

12 担当課・連絡先

高知県警察本部警務部情報管理課

電話番号：088-826-0110（内線：2422、2423）

公安委員会規則

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 12 日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第12号

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年高知県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高知県公安委員会」を「高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

第 2 条第 1 項第 2 号中「電子署名を行う者」を「申請等を行う者又は行政機関等」に改める。

第 3 条中「高知県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第 4 条の見出し中「電子情報処理組織による」を削り、同条第 1 項中「本部長」を「公安委員会」に改め、同条第 2 項中「申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他本部長が必要があると認める事項を、」を「当該申請等に係る事項を」に、「又は送信しなければ」を「申請等を行わなければ」に改め、同条第 3 項中「本部長」を「公安委員会又は本部長」に改め、同条第 4 項中「入力し、又は送信する」を「公安委員会又は本部長が定める場合を除き、当該申請等に係る」に改め、同項ただし書を削り、同項中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第 4 条第 5 項中「法令の規定により」を「法令の規定に基づき」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 公安委員会等は、第 2 項の規定により申請等を行う者が、第 3 項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆

が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

第5条の見出し中「署名等」を「申請等に係る署名等」に改め、同条中「送信する措置」を「送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は本部長が定める措置」に改め、同条ただし書を削る。

第6条第1号中「公安委員会等」を「公安委員会又は本部長」に改め、同条第2号中「あると公安委員会等」を「あるものがあると公安委員会又は本部長」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力又は送信が困難である場合

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

第7条の見出し中「電子情報処理組織による」を削り、同条第1項中「本部長」を「公安委員会」に改め、同条第2項中「処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」を「当該処分通知等の内容」に改め、同条第3項中「当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは」を「公安委員会等は、公安委員会又は本部長が別に定める場合を除き」に、「を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力」を「と併せてこれを送信」に改める。

第8条の見出し中「電子情報処理組織による」を削り、同条中「の処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用するによる方法により受ける旨を表示する」を「に規定する」に改め、同条第1号中「識別番号及び暗証コード」を「識別符号及び暗証符号」に改め、同条第2号中「公安委員会等」を「公安委員会又は本部長」に改める。

第9条の見出し中「署名等」を「処分通知等に係る署名等」に改め、同条中「電子情報処理組織を使用する方法により行う」を削り、「を当該処分通知等に添付する措置」を「と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は本部長が定める措置」に改める。

第10条第1号中「公安委員会等」を「公安委員会又は本部長」に改め、同条第2号中「あると公安委員会等」を「あるものがあると公安委員会又は本部長」に改める。

第11条中「本部長が」を「公安委員会又は本部長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。

新旧対照表

新

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる公安委員会等（高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。））、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

（2）電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 略

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第3条 公安委員会等に係る手続等のうち、法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等については、公安委員会が別に定める。

（申請等の手続）

第4条 法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、

旧

高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる公安委員会等（高知県公安委員会、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長をいう。以下同じ。）に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（2）電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 略

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第3条 公安委員会等に係る手続等のうち、法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等については、高知県公安委員会が別に定める。

（電子情報処理組織による申請等の手続）

第4条 法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申

り、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、当該申請等に係る事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 第1項に規定する者は、公安委員会又は本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は本部長が定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

(1) 略

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 略

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第5条 法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請

請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他本部長が必要があると認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、本部長が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、本部長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に規定する電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。た

等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は本部長が定める措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 法第6条第6項の申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は本部長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会又は本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力又は送信が困難である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分に限る。)は、電子情報処理組織を使用して申請等(当該部分を除く。)を行った日から1週間以内にしなければならない。

(処分通知等の手続)

第7条 公安委員会等は、法第7条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するものとする。

2 前項の場合においては、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

だし、本部長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 法第6条第6項の申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(電子情報処理組織による処分通知等の手続)

第7条 公安委員会等は、法第7条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するものとする。

2 前項の場合においては、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

3 前項の場合において、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力するものとする。

(電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 法第7条第1項ただし書の処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用するによる方法により受ける旨を表示する方式は、次の各号に掲げるい

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は本部長が定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 法第7条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 法第7条第5項の処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会又は本部長が認める場合

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会又は本部長が別に定める。

れかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等が定めるところにより行う届出

(署名等に代わる措置)

第9条 法第7条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 法第7条第5項の処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会等が認める場合

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。